

## 地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

2. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

また、既発地方債の償還について、償還年限の延長及び財政措置の充実を図ること。

3. 地方債協議制度の見直しに当たっては、見直しの目的や内容について金融機関等に十分な説明と周知を図るとともに、都市自治体においては財政状況の格差が大きい現状にあることから、公的資金の確保に努めること。

4. 既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

また、人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった公共施設の解体工事等について、起債対象事業の拡充を図ること。

5. 臨時財政対策債の制度が存続する間は、不交付団体に対する発行可能額の制限措置を撤廃すること。

6. 宝くじの収益金の使途については、国が定めた事業に限定されているが、地域医療に資する病院再生の取組等、地域の政策課題に機動的に活用できるよう、使途の拡大を検討すること。